

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### 外国人従業員と社会保険

**Q** : 当社ではこの度、外国人の技術者を雇用することになりました。外国人従業員の場合、健康保険や厚生年金には加入しなくてもよいのでしょうか。

**A** : 健康保険や厚生年金については、原則として日本人と同じ扱いになります。

#### 【解説】

健康保険、厚生年金保険の適用事業所で外国人を雇用する場合は、外国人従業員も原則として、日本人と同じ取り扱いになります。したがって、日本人と全く同じ条件により資格取得の判定を行うことになります。

ただ、外国人が厚生年金に加入しても短期在留の場合には、年金給付に結びつかず保険料が掛け捨てになるケースが多くありました。

そこで、平成7年4月からは、脱退一時金を支給する制度ができました。脱退一時金は、①日本国籍を有していないこと、②保険料を6か月以上納めていること、③日本に住所を有していないこと、④年金（障害手当金を含みます）を受ける権利を有したことの無いこと、といった4つの条件にすべて当てはまる人が、出国後2年以内に請求をした場合に支給されます。厚生年金の脱退一時金は、その被保険者期間に応じて、その期間の平均標準報酬月額に次の表の率を乗じた金額です。

被保険者期間	率	被保険者期間	率
6～11か月	0.5	24～29か月	2.0
12～17か月	1.0	30～35か月	2.5
18～23か月	1.5	36か月～	3.0



KIMIYO・I